

大分地方・家庭裁判所委員会議事要旨（合同開催）

1 開催日時

平成30年1月24日（水）午後3時00分から午後5時00分まで

2 開催場所

大分地方・家庭裁判所大会議室

3 テーマ

裁判所における障害を理由とする差別解消の推進について

4 出席委員（委員別，50音順）

(1) 地方裁判所委員

伊藤真由美（家裁委員兼務），今泉愛，草場淳（家裁委員兼務），後藤素子，
関根剛，原口祥彦，牧真理子，三浦透（家裁委員兼務）

(2) 家庭裁判所委員

青田和憲，池邊淑子，首藤由美子，住田環，田中利武，西貴之，三島聖子

5 議事内容

(1) テーマについての説明

(2) 裁判所の取組の概要を説明

大分地裁における対応事例の紹介

大分地裁に備付けの機器の紹介

大分地裁の職員研修について

大分地裁の庁舎施設の整備状況

(3) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者）， ●：裁判所）

□ 裁判所の取組や対応についてのご質問や，各委員の職場での取組について
ご紹介をいただきたい。

◇ 各障害別や事件別に対応事例等をご紹介いただきありがとうございました。
付添人を付ける場合は，何らかの許可申請が必要となる場合があるのか。

また、どのような場合に付添人が必要となるのか。

- 民事事件に限ったことではないが、必ず付添人がいなければならないということはない。本人が手続等について、十分理解できるのであれば付添人の必要はない。
- ◆ 家事事件では、代理人から事前にケースワーカーの方が付添人として法廷に入りたいとの書面申請があり、相手側には法廷で説明した。特に許可申請の書面というものではなかった。
- 機器面についてお気づきの点があれば伺いたい。
- ◇ 助聴器は、とてもよい物と思うが、男性の低い声が聞き取りにくいと思われる。
- 今後の参考にさせていただく。助聴器で声が聞こえにくい場合は、違った物で対応していくことになる。
- ◇ 当大学の対応は、社会的要請というところから、当大学の学生のみならず、来校される方へ様々な対応をしている。例えば、車いすを利用する学生等がいる場合は、予算を付けて机を整備することになる。

近年は、精神障害者への対応がみられるところであり、本人から医師の診断書を付けて申出があった場合の対応については、大学全体としてのマニュアルを作成中であるが、当学部ではその人ごとの個人的なマニュアルを作成して対応しているところである。

ゼミのような少人数の場合においてパニック障害が起きたときへの対応は作成中であるが、裁判所の裁判員にそのような障害をもった人が選任された場合にどのような配慮をすることになるかを参考として聞きたい。
- 裁判員に対する精神的なケアが必要であり、犯罪の状況や証拠が残虐でないかを検討し、ショッキングな映像等をできるだけ避けるようにしている。また、評議の段階等でも、証拠等について何らかの問題がなかったかを聞きながら対応しているのが現状である。

◇ 配慮につき、機器の使用や案内など裁判所職員の方から先に声を掛けているところは優しい対応であると思う。なかなか言い出せない方もいると思われるので、職員の方から言い出すことはとても良いことだと思う

性同一性障害も障害の一つであるといわれるが、多目的トイレを使用すれば大丈夫と思う。性同一性障害も障害の一つであると認識して対応すれば何らかの時に役に立つと思う。

● 夫婦関係調整事件でそのような事例があったが、トイレの使用について問題になった事例はない。

◇ 当大学でも多目的トイレがあり、性同一性障害がある方には配慮しているところであるが、障害のある方にヒアリングしたところ、多目的トイレがあることはよいが、できるだけ目立たない場所に作ってもらいたい、多目的トイレに入ることによってそのような対象であると見られることに差別を感じるとの意見であった。

私たちが、社会がそのような目をもって見てしまっているのではないかと考えさせられた。

□ 施設面や機器面についてその他はどうでしょうか。

◇ 事前のアナウンスメントで、ホームページ等でこのような場合は安心して申し出てくださいというような、事前の周知をしているか。

ホームページも音声で聞けるとか、聴覚障害やパニック障害の方はインターネットを多く活用しているので、裁判所のホームページで配慮事例の紹介や機器の紹介をしてはどうか。

● 裁判所のホームページでは、相談窓口として総務課を案内している。なお、現時点において事例紹介や機器の紹介は掲載していない。

◇ 合理的配慮の内容として、事前にこのようなことができる旨の周知を障害のある方にする趣旨があることから、ホームページ上にそのような記載があると良いと思う。

● 裁判員裁判のパンフレット等の中には記載がある。裁判員候補者の方で疑問がある方は、質問票等を書いて提出してもらっている。

□ 窓口対応については、委員の皆様もいろいろな経験があると思いますが、ご紹介をお願いします。

◇ 大分市役所は、行政機関であることからいろいろな方が来庁する。その一人一人の状況が違うことから、職員が認識して丁寧に対応することが望ましい。

各職場ごとに全職員を対象にいろいろなケースに対応できるよう研修を行い、適切な市民サービスの向上を図っているところである。

□ その他、ご意見、ご感想をお聞かせください。

◇ 私は、裁判所に来ることがあるが、正面玄関に受付の人がいない場合はどのように対応しているのか。

● 受付の者がいない場合は、会計課窓口への案内表示を出して対応している。また、庁内を移動中の職員が来庁者に話しかけ、用件を聞いたうえで、担当の部署に案内している。

◇ 以前、大分県福祉保健部にいたこともあり、障害者の方と接する機会が多かったが、当事者の方と正面から向き合うことが大事であると感じる。機器などに頼ることも必要であるが、一所懸命に聴き取ろうとすると相手の気持ちを理解できることもあるから、聞き手の気持ちが重要であると思っている。

また、付添人の話がでたが、付添人のヘルパーと一緒にいると、ついついヘルパーの人と会話をしてしまうが、そうではなく障害者本人と向かい合って話すことが大事であり、ヘルパーの人と話した場合は、必ず本人から確認をとることが必要であると感じている。

□ それぞれの組織で、対応案を作成したり、研鑽を行っているところであると思われるが、どのような課題があるかお聞きしたい。

◇ 公的な機関が人員を募集するときに、履歴書に障害を記載する欄がないと

思うが、採用したところ何らかの障害がありトラブルとなった事例があるか。

また、そのような裁判の事例があるかお聞きしたい。

- そのような裁判例があるかどうかについては、ここでは正確な回答はできない。

また、裁判所の職員採用については、トラブルになったことはないと記憶している。

- ◇ 施設に関しては、現在ほとんどの施設も対応していることから、裁判所の施設も普通であると感じる。また、裁判所を含め、障害者への対応がパーフェクトであるかと言うとまだまだではないかと思う。

放送業界も総務省の管轄であることから、情報のバリアフリーに関して指導を受けている。字幕放送であったり、音声による解説放送や手話放送を100パーセント義務付けるよう指導を受けているが、ドラマ等のVTRのものは可能であるが、生放送では非常に難しいところである。

放送局は不特定多数に対して対応している。災害情報や選挙の政見放送は平等に行われるべきものである。視聴者からオリンピックは多く放送するが、パラリンピックは放送しないのかなどの声が多く聞かれる。

インタビューや県知事の定例会見などをAIが同時に字幕を作成して流す放送局が出てきており、字幕をすぐに見ることができるなど、障害者に対しても選択肢が増えることとなっており、良いことと思っている。

- 本日は、いろいろと貴重なご意見をいただきありがとうございました。

6 次回期日等について

- (1) 日時

平成30年9月5日（水）午後2時から

- (2) テーマ

調停について

- (3) 場所

大分地方・家庭裁判所大会議室